

全自動微生物同定感受性装置及び微生物検査システム仕様書

1 物品及び構成内容

- 1-1 全自動微生物同定感受性装置 一式
- 1-2 微生物検査システム 一式

2 性能・機能要件

- 2-1 全自動微生物同定感受性装置
 - 2-1-1 同定・感受性検査において、培養から結果判定までの工程を全自動で実施できること。
 - 2-1-2 感受性検査の精密化のため、微量液体希釈法による MIC 値及び CLSI 法ブレイクポイントに基づく S・I・R のカテゴリーを付加した結果報告ができること。
 - 2-1-3 1枚のマイクロプレートまたはカードで、同定・感受性検査を行えること。
 - 2-1-4 検査装置に使用するマイクロプレートまたはカードは室温保存 (2~25℃) が可能であること。
 - 2-1-5 検査測定は比色法、蛍光法、比濁法での測定が可能であること。
 - 2-1-6 菌液 (検体) 接種後のマイクロプレートまたはカードの管理をバーコードで行えること。
 - 2-1-7 測定機器本体に生化学性状反応のための自動試薬分注機能を有していること。
 - 2-1-8 測定結果の確認、トラブル対応時の処理に備えて、マイクロプレートを目視で確認ができること。
 - 2-1-9 CLSI 法 (基準法) で定める 35℃ 16~20 時間培養後の吸光度実測による判定が可能であること。
 - 2-1-10 同時処理能力は 40 検体以上、同定・感受性または感受性のみのテストを行えること。
 - 2-1-11 分離培地上の 1 コロニーから釣菌可能で、1 段階希釈で菌液調整が行えること。
 - 2-1-12 測定結果報告書のレイアウトが自由に設定できること。
 - 2-1-13 蓄積されたデータより、各種疫学統計、集計が容易に出力できること。
 - 2-1-14 測定に使用する試薬消耗品類の残量、状況が随時表示・確認できること。
- 2-2 微生物検査システム
 - 2-2-1 ログインユーザーにより、機能制限が可能であること。
 - 2-2-2 画面レイアウトが設定により変更可能であること。
 - 2-2-3 帳票レイアウトが設定により変更可能であること。

- 2-2-4 各画面のメニューボタンはマスタにて変更可能であること。
- 2-2-5 電子カルテシステムでオーダーして出力された採取ラベルバーコードを読み取り、検体の到着確認ができること。
- 2-2-6 一般細菌、抗酸菌、迅速検査の到着確認が可能であること。
- 2-2-7 培地ラベルの出力が可能であること。
- 2-2-8 一般細菌、特殊（迅速）検査の結果登録及び訂正を1検体毎に行えること。
- 2-2-9 結果入力時に関連した菌に関する辞書情報が表示できること。
- 2-2-10 結果入力時に関連した薬剤に関する医学書院の書籍情報が表示できること。
- 2-2-11 抗酸菌、迅速検査の結果登録及び訂正を1検体毎に行えること。
- 2-2-12 塗抹、迅速検査の結果登録及び訂正を1画面で複数検体分行えること。
- 2-2-13 PCR、培養の結果登録及び訂正を1画面で複数検体分行えること。
- 2-2-14 詳細画面または一覧画面でカーソル指定されている患者番号から、ワンボタンで前回値画面に遷移可能であること。
- 2-2-15 材料マスタ、菌マスタ、薬剤マスタ等のコードマスタを、容易に画面からメンテナンスができること。
- 2-2-16 当院の電子カルテシステム（MegaOakiS：日本電気社製）に接続し、検査結果を送信すること。
- 2-2-17 電子カルテシステムとの接続に必要な費用は、本調達に含めること。
- 2-2-18 グラム染色等の画像を取り込むことができ、電子カルテシステムからも閲覧できること。
- 2-2-19 電子カルテシステムから、検体検索が行える機能をもつこと。
- 2-2-20 電子カルテシステムから、検体検査とはべつに微生物検査の抽出が行えること。
- 2-2-21 サーバは病院が用意する仮想サーバ内に構築すること。OS ライセンス、バックアップ領域は病院が準備した環境を利用すること。
- 2-2-22 OS は WindowsServer2016 以上に対応できること。
- 2-2-23 データベースは Oracle、Microsoft SQL Server 等の国際基準に則った信頼性のある製品を採用すること。
- 2-2-24 ウィルス対策ソフト（トレンドマイクロ社製 ApexOne）が入った環境で動作保証されたシステム及びクライアントを提供すること。（Linux は除く）

3 性能・機能以外の要件

- 3-1 設置にあたり、当院が用意した一次側設備以外に必要な改修工事等があれば当院担当職員と協議のうえで落札者において施行すること。
- 3-2 本調達に伴う撤去、搬入、据付、配線、配管及び運転調整（オンライン接続等を含む）については、当院担当職員と事前協議のうえで落札者において施行すること。

- と。
- 3-3 機器の搬出・搬入のためのルート確保、養生等は落札者が実施すること。
 - 3-4 障害時において、復旧のための通報を受けてから、速やかに現場で対応できる体制であること。
 - 3-5 本機器の運用を円滑に実現するための技術的サポート体制が整備されていること。
 - 3-6 納入後1年間は、無償で保守作業を実施すること。
 - 3-7 取り扱い説明に関する導入時の教育訓練を当院担当職員に十分に行うこと。取り扱い説明、教育訓練の実施に関する日程調整や回数については、当院担当職員と協議し決定すること。
 - 3-8 導入機器の日本語版の取扱説明書を1部備えること。また、取扱説明書をPDFファイル形式化したものも提供すること。
 - 3-9 導入された機器の動作を判断するため、落札者が正常に動作することを示し、当院担当職員の承認を得たうえで引き渡すこと。
 - 3-10 その他定めのない事項については、当院担当職員と協議のうえ、その指示に従うものとする。